

厚生労働省発基安0928第1号

令和8年9月28日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第1 労働安全衛生規則の一部改正

- 1 労働安全衛生法第57条の2第1項に規定する通知対象物を譲渡し、又は提供する場合に相手方に通知しなければならない事項に、以下の事項を追加する。
 - (1) 成分を特定できる当該成分に固有のものとして広く用いられる番号
 - (2) 成分に応じた適切な呼吸用保護具の種類（防毒マスク等の場合にあっては、十分な除毒能力を有する吸収缶の種類を含む。）
 - (3) 成分に応じた不浸透性の保護手袋の材料として不適切なもの
 - (4) 成分の化学物質の区分
- 2 その他所要の改正を行う。

第2 施行期日

この省令は、令和十二年四月一日から施行する。